

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する平城宮跡歴史公園の公園施設の利用料金（備品の普通自転車（電動アシスト自転車を除く。）の利用料金に限る。）の額で令和五年七月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

大人用自転車及び子供用自転車（二十インチ）	一台一日につき 五〇〇円
子供用自転車（十六インチ）	一台一日につき 二〇〇円